

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年4月22日まで  
平成8年7月から標準報酬月額が9万2,000円になっているが、10年4月にA社が厚生年金保険を脱退するまで、報酬月額は20万円ぐらいであった。申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成10年4月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同年4月23日付けで、当初20万円と記録されていた申立人に係る標準報酬月額の記録が8年7月1日に遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は、同事業所の監査役となっていることが確認できるものの、複数の同僚は、「申立人は、営業上の事務を行っていたが、社会保険関係の事務は全て別の取締役が行っていた。」旨を証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において遡及して当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和33年8月1日に、資格喪失日に係る記録を34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から33年2月1日まで  
② 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和32年12月1日から33年2月1日までの期間及び同社C支社に転勤した同年8月1日から34年9月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたB社の在職証明書により、申立人が当該期間についても継続して勤務し（昭和33年8月1日にA社D営業所から同社C支社へ異動し、34年9月1日に同社C支社から同社E営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和33年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の

喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 8 月から 34 年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人から提出された B 社の在職証明書及び同社が保管している申立人に係る職員カードにより、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人が昭和 33 年 2 月 1 日に資格を取得したことが確認できる上、同事業所に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が同期入社だったとする複数の同僚の資格取得日も同年 2 月 1 日であることから、申立期間当時、同事業所は入社してから一定の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 3 月 15 日から同年 7 月 1 日まで  
② 平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 12 月 25 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低額になっている。給料明細書を提出するので、申立期間①及び②の標準報酬月額について訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された平成 14 年 3 月分から同年 6 月分までの給料明細書により、申立人は、当該期間においてその主張する標準報酬月額 36 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人から提出された申立期間①に係る給料明細書の支払元事業所名がB社となっているものの、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できること、及びA社とB社は代表取締役を同一人とし、事業所事務所を共用していたことが確認できる上、同代表取締役は「A社を社名変更してB社とした。」と回答していることから、当該給料は、A社から支給されたものと判断できる。

申立期間②について、申立人から提出された平成 14 年 7 月分、同年 8

月分及び同年 10 月分から 15 年 11 月分までの給料明細書により、申立人は、当該期間においてその主張する標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、平成 14 年 9 月分及び 15 年 12 月分の給料明細書は提出されていないものの、その前後の期間の給料明細書の記録状況から判断すると、前後の期間と同額の報酬月額が支給され、同額の厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

したがって、申立人の申立期間②における標準報酬月額については、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が標準報酬月額を 20 万円として社会保険事務所（当時）に届け出た旨を証言していることから、給料明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 41 年 11 月 30 日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 5 か月後の昭和 43 年 5 月 2 日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の事業所の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の氏名変更はなされておらず旧姓のままであることから、脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は昭和 43 年 5 月 2 日であり、申立人の婚姻及び改姓（昭和 42 年 5 月 \* 日）から約 1 年経過していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月から51年3月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、父が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和52年7月にA区で払い出されており、その時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付することができない上、申立期間のうち保険料を過年度納付することが可能な50年4月から51年3月までの期間については、保険料を納付していたとするその父親の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど当時の状況が不明である。

また、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 9 月まで  
昭和 50 年\*月に結婚してからは、妻が集金人を通じて夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してからは、妻が集金人を通じて夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しており、その妻も、集金人を通じて申立人及び自身の保険料を納付していたと申述しているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月までの保険料を同年 11 月に過年度納付していることが確認でき、集金人を通じて保険料を納付していたとする申立人の主張と整合しない。

また、過年度納付された昭和 56 年 11 月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 9 月まで  
昭和 50 年\*月に結婚してから、集金人を通じて夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してから集金人を通じて夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月までの保険料を同年 11 月に過年度納付していることが確認でき、集金人を通じて保険料を納付していたとする申立人の主張と整合しない。

また、過年度納付された昭和 56 年 11 月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 41 年 6 月まで

昭和 37 年 10 月から 41 年 6 月までの間、A 社に勤務していたが厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたと申述しており、商業登記簿等によると、申立人が記憶している所在地において同社があったことが確認できる。

しかしながら、A 社は既に解散しており、同社の解散時の事業主は「申立期間当時の事業主は既に死亡している。当時の資料が残っていないため、申立人の勤務等について確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所になったのは申立期間中の昭和 39 年 5 月 1 日であり、申立期間のうち 37 年 10 月から同日までは、適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人は「下請である B 社で仕事をしていた。記憶している 4 人の同僚全てが B 社の従業員である。」と申述しているところ、オンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、前述の同僚については A 社での被保険者記録も認められない中で、B 社の事業主のみに A 社における厚生年金保険被保険者記録が認められる。

加えて、申立期間当時在職していた従業員が「A 社には多くの下請がいて、下請の親方については厚生年金保険に加入していたが、職人は出入

りが多かったので加入していない。」、「自分は親方であり、事業主の妻に勧められて厚生年金保険に加入した。当時は加入していない人が多かったと思う。」と証言していることから、A社では、従業員の全てを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年から 38 年までの間の 3 年間ぐらい  
昭和 31 年から 38 年までの間の 3 年間ぐらい、A社B店に勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年から 38 年までの間の 3 年間ぐらい、A社B店に勤務していたと申し立てているところ、申立人の具体的な申述内容及び同店の店主が「申立人がいつ頃から働き始めたかははっきり思い出せないが、昭和 38 年頃まで働いていた。」と回答していることから、申立人が同店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、B店の店主及びその妻には厚生年金保険の加入記録があるのに自分に記録が無いのは納得できないと申し立てているが、オンライン記録によると、同店の店主及びその妻は、昭和 33 年 7 月 1 日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していること、及び 36 年 4 月からそれぞれの 60 歳到達日の前月までの期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、当該店の店主は「昭和 36 年 4 月より前に、店舗の二階に間借りして住み込みで勤務していた申立人の分も含めて、自分たち夫婦分と一緒に国民年金の加入手続を行った。」と証言しており、このことは、払出日は特定できないものの、国民年金手帳記号番号払出簿により、店主及びその妻と申立人の手帳記号番号が連番で払い出されていることと符合している。

さらに、A社から独立した後の当該店が厚生年金保険の適用事業所で

あったことは確認できない。

加えて、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主や社会保険事務担当者も死亡していることから、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から34年5月26日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、当時、申立人は再就職する考えが無かったと申述しているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失（昭和34年5月26日）後、昭和41年5月1日まで公的年金の加入手続を行った形跡は見当たらないなど、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 8 日から同年 9 月 16 日まで  
② 昭和 46 年 11 月 1 日から 49 年 1 月 21 日まで  
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求関係書類によると、脱退手当金は昭和 49 年 12 月 7 日に支給決定されている上、当該脱退手当金の支払決定通知書を申立人の住所地近くの金融機関に提示し、受給する扱いであったことが記載されていることなど、事務処理が適正に行われていることから、当該支払決定通知書が裁定請求書に記載されている申立人の当時の住所地に送付されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。